

# 「資格情報のお知らせ」を送付いたします。

## 「資格情報のお知らせ」の送付

**重要**

2024年11月初旬に「資格情報のお知らせ」を世帯単位で被保険者に送付いたします。  
以下①・②の手順でご確認いただき、マイナ保険証とともに保管しご利用ください。



① 医療保険データベースに登録されているマイナンバーの下4桁を表示しており、マイナンバーカードの番号と相違ないか確認する。  
その他記載内容を含め確認し、誤りがある場合は健康保険組合までご連絡をお願いいたします。

② 切り取ってマイナンバーカードとセットで保管する。  
医療機関等でマイナ保険証で認証されない場合に提示する。

②はマイナ保険証と合わせて使用するのみで、単独では使用できません。

※マイナポータル上の資格情報においても、マイナ保険証と合わせてのみ使用が可能。

## マイナ保険証への移行スケジュール（マイナンバーカードの早期取得をお願いいたします）

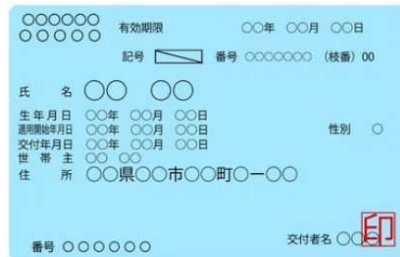
	2024年10月	2024年12月1日	2025年12月1日	2030年
①被保険者証				
新規発行	→ 新規発行の終了			
利用期間			→ 被保険証利用期間の終了	
②資格確認書	オンライン資格確認（医療情報データベースの利用）はできない。			
新規（再）発行		→	→	→
利用期間		→	→	→ 利用期限：最長5年、更新可
③マイナ保険証	オンライン資格確認（医療情報データベースの利用）ができる。			
新規発行	→ 各自で随時申請・発行			
利用期間				→ 利用期限：最長5年

### ① 被保険者証（2025年12月1日まで）



- 2024年12月2日以降、新規発行の禁止。
- 2025年12月2日、利用期間の終了。

### ② 資格確認書（2024年12月2日より）



- 2025年12月の保険証廃止前にマイナンバーカード未保有者に健康保険組合が申請によらず発行する。
- 新入社員はマイナンバーカード未保有者に限り発行する。
- 再発行は有料（2,000円）。

### ③ マイナ保険証（随時申請）



- 2024年11月頃、マイナンバーの確認のための資格情報のお知らせを送付する。
- マイナンバーカードに保険証の機能を紐づけたものをマイナ保険証と呼ぶ。

## その他事項

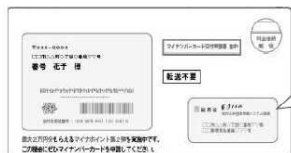
海外赴任者は、2025年12月2日以降「被保険者証」終了に伴い「資格確認書」を発行しますので、必要に応じ帰国前に健康保険組合までご連絡ください。

# 油研健康保険組合加入者の皆さま マイナンバーカードの取得と保険証への登録をお願いします



## 【 STEP 1 マイナンバーカードを取得しよう！ 】

①マイナンバーカードを持っていない方に、「二次元コード付き交付申請書」が送付されています。



「地方公共団体情報システム機構 (J-LIS)」から送付されます。  
総務省のロゴマークも入っています。



申請書紛失の際は、  
市区町村の窓口で  
再発行ができます。

②交付申請は以下の4つの方法で申請できます。

➤ スマホで申請！	➤ パソコンで申請！
➤ 郵便で申請！	➤ まちなかの証明写真機から申請！

二次元コードをスマートフォン  
などで読み取り、オンラインで  
申請するか、同封されている  
返信用封筒を使って、切手な  
しで郵送申請することもでき  
ます。

③申請の後「交付通知書」が届きますので、市区町村にマイナンバーカードを取りに行きましょう！  
マイナンバーカードの交付手数料は無料です。

マイナンバーカードの申請の内容はこちらで確認できます  
<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>



## 【 STEP 2 保険証の利用登録をしよう！ 】

①マイナポータル



スマホで簡単！

②医療機関窓口のカードリーダー



受診時に簡単登録！

③セブン銀行ATM



メニューから簡単登録！

市区町村の窓口でも登録できます。

### 健康保険組合からお伝えしたいこと

健康保険組合では、マイナンバーに紐づけ登録する際、本人確認のため氏名・生年月日・住民票住所まで正確に確認し登録を行っており、オンライン資格確認等システムによる再チェックも経て誤登録防止を行っております。これらの対策により安全・安心にマイナ保険証をご利用いただけます。

医療機関で受診する際には、マイナ保険証をご利用ください。当組合の全加入者がマイナ保険証を利用することで、健康保険組合の事務効率化が図られ、適切な保険料利用に繋がります。

現在、マイナンバーカードの取得は任意であり、従来の保険証の代わりとなる資格確認書で医療機関等での受診は可能ですが、今後マイナンバーカード・マイナ保険証の機能が更に拡張され生活で利用する機会も増えてくるものと思われまます。

マイナ保険証の利用登録がお済でない方は、早めに利用登録をお願いいたします。